

<p>1. 開会 松本会長</p> <p>松田補佐</p>	<p>それでは、定刻前ではありますけれども、予定している委員の方全員が出席されておりますので、ただいまより「令和3年度第4回長崎地方最低賃金審議会」を開催いたします。</p> <p>委員の皆様におかれましては、ご多忙の中お集まりをいただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>初めに委員の出欠状況について、事務局から報告をお願いいたします。</p> <p>ご報告します。</p> <p>現在、委員総数15名のうち15名全員の委員にご出席いただいておりますので、最低賃金審議会令第5条第2項の規定に基づき、審議会開催に必要な定足数の3分の2以上を満たしており、本審議会が有効に成立していることを報告いたします。</p>
<p>2. 審議会会長挨拶 松本会長</p> <p>松田補佐</p>	<p>皆様、本日も大変お忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。</p> <p>本年度の長崎県最低賃金の改正審議につきましては、委員の皆様方のご協力をいただきまして、8月6日に答申することができました。</p> <p>改めてお礼申し上げます。</p> <p>さて、本日は、8月6日付けの「長崎県最低賃金の改正に係る答申」に対しまして、長崎県労働組合総連合から異議申出書の提出がございましたので、この取扱いに関する審議、また、「長崎県特定（産業別）最低賃金改正に係る参考人意見聴取」及び「長崎県特定（産業別）最低賃金改正の必要性の有無について」の審議を行いますので、円滑な議事進行にご協力をよろしくをお願いいたします。</p> <p>なお、異議申出に関する審議については「公開」といたしますが、「長崎県特定（産業別）最低賃金に係る参考人意見聴取」以降の議題については、長崎地方最低賃金審議会運営規程第6条第1項の規定に基づき「非公開」の取扱いといたします。</p> <p>この会議の議事録の確認につきましては、公益は私、労働者側委員は種村委員を、使用者側委員は岩根委員をそれぞれ指名いたしますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>ただいま会長から説明がありましたとおり、「長崎県特定（産業別）最低賃金改正に係る参考人意見聴取」以降の議題は、非公開の取扱いとなっており、傍聴の方と記者の方には、途中から退席をお願いすることにな</p>

<p>3. 議題 (1) 最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について 松本会長</p> <p>平野室長</p>	<p>りますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>また、申し訳ございませんが、報道のカメラの方はここで撮影を終了していただき、退出をお願いいたします。</p> <p>&lt;報道カメラマン退席&gt;</p> <p>それでは、早速議事に入ります。</p> <p>最初の議題「最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について」でございますが、事務局から異議申出の内容等について、説明をお願いいたします。</p> <p>長崎県最低賃金の改正につきましては、8月6日に「28円引き上げて、1時間821円とする」との答申をいただき、これに対する異議申出の公示を8月23日まで行ったところ、長崎県労働組合総連合から、長崎労働局長あて「異議申出書」が提出されております。</p> <p>お配りしております資料No.1の1ページ「異議申出書」をご覧ください。</p> <p>異議申出の要旨につきまして説明いたします。</p> <p>長崎県労働組合総連合からの異議の内容につきましては、「長崎県最低賃金を1時間821円と定めることに不服です。最低賃金で働く労働者でも「健康で文化的な最低限度の生活」ができるよう、また、最低賃金の地域間格差を是正するためにも、中央最低賃金審議会が示した目安額を大きく上回る額に引き上げてください。」といった内容です。</p> <p>その理由としまして、</p> <p>①今月2日の意見陳述では、最賃近傍で働く組合員の生活実態を具体的に陳述しました。今回示された時給821円は、当該組合員の時給より10円低く、「健康で文化的な最低限度の生活」をすることができる金額ではありません。</p> <p>②中央最低賃金審議会が示した目安額どおりの引上げでは、地域間格差は是正されません。昨年は全国で最高額となる3円の引上げを答申して、地域間格差を縮める方向に動いたのですから、今年度もその方針を堅持して、目安額を上回る金額に引き上げるべきです。</p>
---	---

平野室長	<p>といった内容となっております。</p> <p>異議申出の内容につきましては、以上でございます。</p> <p>それではただ今から、異議申出につきまして、長崎労働局長から諮問をさせていただきたいと存じます。</p> <p>会長と局長は中央をお願いいたします。</p> <p>&lt;会長と局長、中央へ移動&gt;</p>
瀧ヶ平局長	<p>長崎地方最低賃金審議会会長殿 長崎労働局局長</p> <p>最低賃金審議会の意見に関する異議の申出について、諮問標記について、長崎県労働組合総連合から、別添のとおり最低賃金法第11条第2項に基づく異議の申出がありましたので、貴審議会の意見を求めます。</p> <p>&lt;局長から会長へ諮問文を手交&gt;</p>
松本会長	<p>確かに承りました。</p>
平野室長	<p>ただいま諮問させていただきました諮問文の写しをお配りしますので、確認をお願いします。</p> <p>なお、諮問文の本文の中に「別添」との記載がありますが、これは資料として配付しております異議申出書のことですので、ご了承いただきたいと思います。</p> <p>&lt;事務局から各委員へ諮問文（写）を配付&gt;</p>
松本会長	<p>配付は終わったでしょうか。</p> <p>ただいま諮問を受けました異議申出書の内容について、審議をいたします。</p> <p>長崎県労働組合総連合からの異議申出について、労使双方からご意見を伺いたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
松本会長	<p>異論がございませんので、それでは労働者側委員からご意見をお願いいたします。</p>

種村委員	<p>異議申出書を読ませていただきましたけれども、労側としましては、これまでの本審、専門部会での重ね重ねの議論、審議を行ったということですので、最終的に公益見解として示された金額821円、プラス28円の引上げを尊重していきたいと思います。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の労働者側委員の方から、補足等の説明があるでしょうか。</p>
労側委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
松本会長	<p>ございませんか。</p> <p>それでは、使用者側委員からご意見をお願いいたします。</p>
岩根委員	<p>はい。決定された最低賃金につきましては、審議会で適正な手続を経て決定されたものであり、異議については却下すべきものと考えます。</p> <p>以上です。</p>
松本会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>他の使用者側委員の方から、補足等ございますか。</p> <p>改めまして、どなたかご意見ございませんか。</p>
各委員	<p>&lt;意見なし&gt;</p>
松本会長	<p>ただ今、労使双方からご意見をいただきました。</p> <p>特段の違いはございませんが、労働者側委員からは、重ねての審議であって、公益見解を尊重した結果なのだという事。</p> <p>使用者側からは、同様に適正な審議の決定、金額であって、異議については却下すべきというご意見ということで、まとめたいと思います。</p> <p>当審議会としましては、長崎県労働組合総連合から提出がありました異議申出について、委員の皆様方のご意見から総合的に判断しますと、</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・8月6日の当審議会の答申は、専門部会及び審議会の場において、最低賃金法に基づき、関係者から提出された意見等を踏まえ、コロナ禍における経済情勢等を考慮し、慎重に審議した結果であること。</li><li>・異議申出の内容についても、これまでの審議の場において、真摯に議論が尽くされていること。</li><li>・労働者側委員、使用者側委員のご意見を踏まえて、令和3年8月6日付け答申どおりの決定が適当であること。</li></ul>

各委員	<p>このように判断されますが、よろしいでしょうか。 何か特段ご意見ございますか。 公益委員の方どなたかございませんか。</p> <p>&lt;意見なし&gt;</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。 それでは、当審議会の結論としましては、「令和3年8月6日付け答申どおり決定することが適当である」といたします。 それでは、長崎労働局長に対しまして答申をすることといたしますので、事務局は答申案の準備をお願いいたします。 準備ができるまでしばらくお待ちください。</p> <p>&lt;事務局にて答申案を準備&gt;</p>
松本会長	<p>それでは、答申案の準備ができましたので、事務局は委員の皆様にお配りしてください。</p> <p>&lt;事務局から各委員へ答申案を配付&gt;</p>
松本会長	<p>お配りしました答申案につきましては、8月6日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する異議の申出について、「令和3年8月6日付け答申どおり決定するのが適当である」との結論に達しましたので、その旨を答申するという内容になっております。 ご了承いただければ、この内容で本審議会より長崎労働局長に対し答申したいと存じますが、いかがでしょうか。 よろしいでしょうか。</p>
各委員	<p>&lt;異議なし&gt;</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。 それではこの内容で、本審議会より長崎労働局長に対し答申することといたします。</p>
平野室長	<p>それでは答申を行っていただきますので、会長と局長は中央をお願いいたします。</p> <p>&lt;会長と局長、中央へ移動&gt;</p>

松本会長	<p>それでは答申いたします。</p> <p>本日、貴職から8月6日付け長崎県最低賃金の改正決定に係る当審議会の意見に対する長崎県労働組合総連合からの異議申出について意見を求められたので、慎重に審議した結果、「令和3年8月6日付け答申どおり決定することが適当である」との結論に達したので、答申いたします。</p> <p>&lt;会長から局長へ答申文を手交&gt;</p>
平野室長	<p>それでは、ただ今答申をいただきましたので、労働局長より挨拶を申し上げます。</p>
瀧ヶ平局長	<p>ただ今松本会長から、令和3年の長崎県最低賃金の改正決定に対する異議の申出にかかる諮問に関しまして、8月6日付け答申どおり決定することが適当であるとの答申をいただきました。</p> <p>松本会長はじめ委員の皆様方には、7月2日の諮問以降本日まで、本審並びに専門部会において慎重かつ丁寧なご審議を賜り、改めて厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日の答申を受けまして、長崎県最低賃金につきましては、官報公示等所要の進め、最短の法定発行日である10月2日発効を予定しております。</p> <p>また、長崎県最低賃金の履行確保のため、改正額の周知や中小企業支援のための各種助成金制度の周知広報を積極的に実施してまいります。</p> <p>委員の皆様方におかれましても、各界、各方面への助言などご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。</p> <p>簡単ではございますが、答申を受けましてのご挨拶とさせていただきます。</p> <p>本日はありがとうございます。</p>
松本会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは、長崎県最低賃金の発効までの予定等について、事務局から説明をお願いします。</p>
平野室長	<p>それでは説明いたします。</p> <p>本日、「令和3年8月6日付け答申どおり決定することが適当である」との答申をいただきましたので、審議会終了後、直ちに厚生労働本省に対し、長崎県最低賃金に係る官報公示の事務手続を開始するよう依頼します。</p> <p>これにより、9月2日の官報に公示され、30日間の公示期間を経た10</p>

月2日（土）が法定発効予定日となります。

当局としましては、9月2日の官報掲載を確認した後、最賃改正決定について、記者クラブへの資料配付を行うとともに、長崎労働局ホームページへの掲載、県内の地方公共団体に対する広報誌への掲載依頼、ポスター・リーフレットの掲示依頼など、積極的な広報活動を順次実施する予定としております。

それから、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、令和3年8月13日に、厚生労働省からプレスリリースされておりますので、併せてご紹介いたします。

資料No.1、3ページをご覧ください。

この資料は、全国の地域別最低賃金額改定の答申状況について、まとめられた資料となっております。

答申のポイントが、プレスリリースに記載されておりますので、読み上げます。

47都道府県で、28円～30円、32円の引上げ。

引上額が28円は40都道府県、29円は4県、30円は2県、32円は1県。改定額の全国加重平均額は930円。昨年度は902円。

全国加重平均額28円の引上げは、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額。

最高額1,041円に対する最低額820円の比率は、78.8%。

昨年度は78.2%。なお、この比率は7年連続の改善。

次の4ページの答申状況を見ていただきますと、各局の状況について記載されております。

7ページの資料番号3「令和3年度地域別最低賃金の決定状況」は、全国の地域別最低賃金額改定の状況を棒グラフで表したものです。

以上のような内容となっております。

松本会長

ありがとうございました。

本日、長崎県最低賃金の改正に係る当審議会の意見に対する異議申出の内容について、ご審議いただいた上で長崎労働局長に答申しましたことから、長崎県最低賃金専門部会の任務は終了いたしました。

したがいまして、第2回本審で議決されましたとおり、本日をもって、長崎県最低賃金専門部会を廃止することといたします。

松田補佐

これ以降の会議は非公開となります。

傍聴の方、記者の方は退室をお願いいたします。

<傍聴者、記者退室>

	(以下非公開)
--	---------